

飲料等自動販売機設置事業者募集要項

(総合スポーツセンター・野外活動センター・渚市民体育館

・伊加賀スポーツセンター)

令和 6 年 1 月
枚 方 市

1. 募集目的

施設利用者に飲料等の提供による利用者サービスの拡充を図るとともに、売り上げの一部を「枚方市子ども夢基金※」の財源として活かすことで、市民が市の教育や子育て支援施策に気軽に貢献できる仕組みとなることを目的として、飲料等自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集する。

※枚方市子ども夢基金とは、教育や子育て支援に係る施策の充実を図るため、平成 18 年度に創設した基金です。

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限る。

- (1) 申請時において、枚方市内における自販機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (3) 国税及び市税の未納がないこと。
- (4) 枚方市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団でないこと。
- (5) 枚方市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員を法人の構成員としていないこと。
- (6) 本市が実施した設置事業者の公募において、契約締結後、正当な理由なく辞退し、若しくは契約を解除され又は虚偽の申告をしていないこと。

3. 自販機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自販機設置場所として使用する部分について、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用する。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの3年間とする。

③ 本市が設定する最低使用料は、年額 743,225 円 以上

納付については、年額（1年間の使用料）を本市が別途指定する期日までに納付しなければならない。また、納付された使用料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

④ 自販機設置場所および台数等

自販機の台数・設置場所等は、自販機仕様による。

自販機の設置面積は、回収箱を含めて1台あたり1.4㎡を見込んでいます。

⑤ その他必要工事等

設置事業者は、自己負担で次の工事を実施し、また設置に係る光熱水費を負担するものとする。

●必要工事

電気工事（自販機設置場所までの電源等引込工事〔自販機を屋外に設置し、ブレーカーを新設する場合は漏電ブレーカーを設置すること〕、子メーター〔積算電力計〕の設置工事）

給水工事（自販機設置場所付近の止水栓からの給水工事、量水器の設置工事）

自販機設置工事

●光熱水費

子メーターの積算に基づく使用料は、自販機設置事業者が前年度分を速やかに市へ報告し、4月末までに市へ納入するものとする。

(2) 使用上の条件

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合の許認可は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。
- ③ 自販機を設置する権利又は自販機を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市と協議すること。
- ⑤ 販売品目は、飲料品等とすること。
- ⑥ 販売品は、缶、ペットボトル、カップ飲料、パン等とする。
- ⑦ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑧ 利用者からの要望等がある場合、市からの指示により販売品の一部入れ替えに対応すること。
- ⑨ 自販機は、原則障害者の利用に十分配慮したユニバーサルデザイン仕様のものを採用すること。ただし、屋外設置は除く。
- ⑩ 災害時に自販機内の販売品を無償提供できる機能を備えたものであり、本市の要請があったときは、機内在庫について無償提供すること。
- ⑪ 毎年2回（4月・10月）に、半期ごとの売上額等の報告を行うこと。報告内容は、販売品目の単価別数量および各自販機の子メーターの計測値とする。

(3) 枚方市こども夢基金への積立に対する協力について

- ① 市民等は、設置する自販機で飲料水等を購入することを通じて、「枚方市こども夢基金」の目的に賛同し、商品代金（消費税及び地方消費税を除く）の3%分を同基金に寄附する意思を示したものとし、同基金の寄附の手続を設置事業者に委ねるものとする。
- ② 設置事業者には、売り上げの一部が「枚方市こども夢基金」に積み立てられ、市の教育や子育て支援に活用される旨を広報すべく、「枚方市こども夢基金」対象の自販機には別紙に図示する表示板を設置日までに事業者の負担にて作成し、正面上部へ設置するものとする。
- ③ 設置事業者は、①に記載する市民等の寄附に相当する金額をとりまとめて、別途指定する期日までに納付するものとする。

(4) 維持管理責任

- ① 販売品補充、金銭管理など自販機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に販売品の賞味期限に注意するとともに、売り切れがないようにすること。
- ② 自販機に併設して、原則として自販機1台につき1個以上の割合で回収ボックスを設置する(残飯処理用を含む)とともに設置事業者の責任で1週間に2回以上サービスマンを派遣し、機械の整備、つり銭、必要消耗品等の補充、簡易清掃及び代金の回収にあたらせるものとする。
なお、施設運営の妨げとならぬよう、大会・イベント等の開催において、事前に本市及び施設管理者と協議を行い、在庫、つり銭補充の頻度、商品入替等について適時調整することとする。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- ④ 自販機を設置するにあたっては、据付面、電源等を確認したうえで安全に設置すること。万が一、不備があった場合は、設置事業者の責により対応すること。
- ⑤ 故障等が発生した場合の緊急連絡先を自販機に明示すること。また、本市及び施設管理者からの連絡に敏速に対応すること。
- ⑥ 本市では第3次枚方市環境基本計画において「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち枚方～」の実現を目指しており、その一環として枚方市環境方針及びエコオフィスに関する取り組み指針を定めている。本業務を実施するうえでも環境保全に配慮すること。
- ⑦ その他、必要に応じて市、施設の管理者と協議を行うこととする。

(5) 使用許可の取消し

次に該当するときは、使用許可を取り消しすることがあります。

- ① 本市が使用許可した財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。
- ③ 設置事業者が公募条件に違反したとき。

(6) 使用許可終了時の条件等

設置事業者は、使用許可期間が満了したとき、又は前号の規定により使用許可を取り消された場合には、直ちに設置事業者の負担で使用許可を受けた財産を原状回復すること。

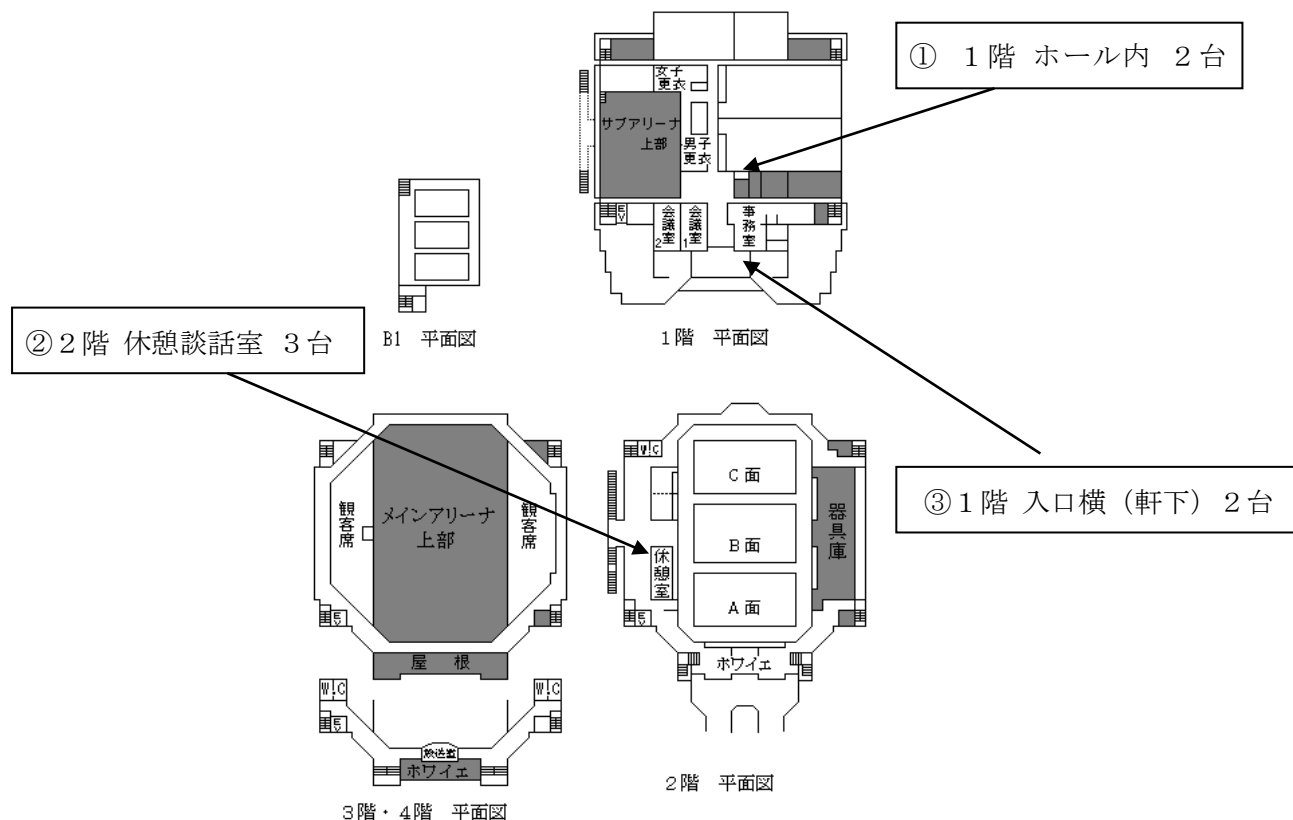
(7) 損害賠償責任

設置事業者は自販機の設置等にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとする。

総合スポーツセンター自動販売機仕様

- 設置場所 総合スポーツセンター（総合体育館・陸上競技場）
 所在地 枚方市中宮大池4丁目10番1号
 台数 9台（総合体育館7台、陸上競技場2台）
 ①体育館1階、ホール内に2台（給水栓あり）
 ②体育館2階、休憩談話室内に3台（給水栓あり）
 ③体育館1階、入口横に2台
 ④競技場玄関ホールに2台

1. 総合体育館

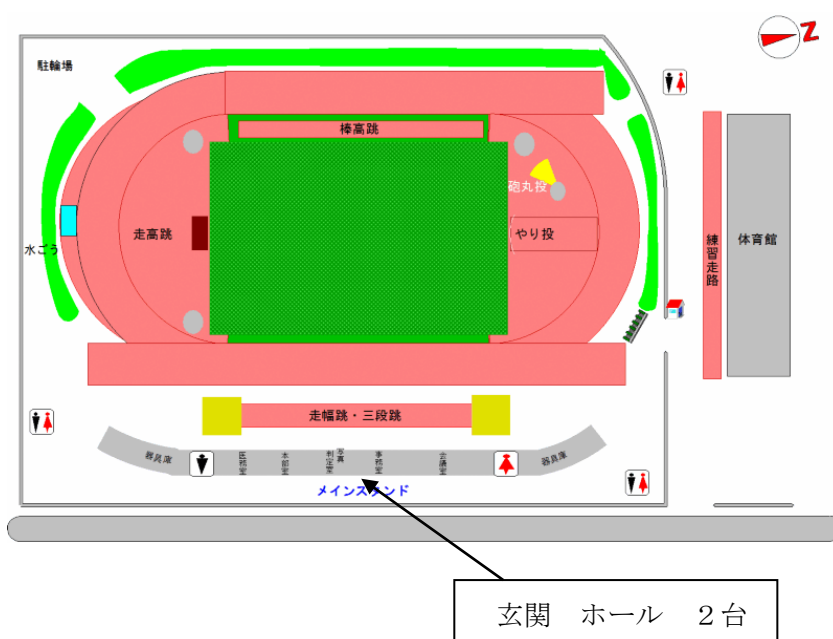


設置場所	①総合体育館内 1階ホール（給水栓あり）	
種類・台数	缶飲料・500ml ペットボトル自動販売機	2台
設置場所	②総合体育館内 2階休憩談話室（給水栓あり）	
種類・台数	パン・菓子類等自動販売機	1台

	缶飲料・500ml ペットボトル自動販売機	1 台
	カップ飲料自動販売機	1 台

設置場所	③総合体育館 1階入口横（屋外軒下） ※事務所内の指定コンセントより引込工事必要	
種類・台数	缶飲料・500ml ペットボトル自動販売機	2 台

2. 陸上競技場



設置場所	陸上競技場 玄関ホール	
種類・台数	缶飲料・500ml ペットボトル自動販売機	2 台

<参考> 販売実績

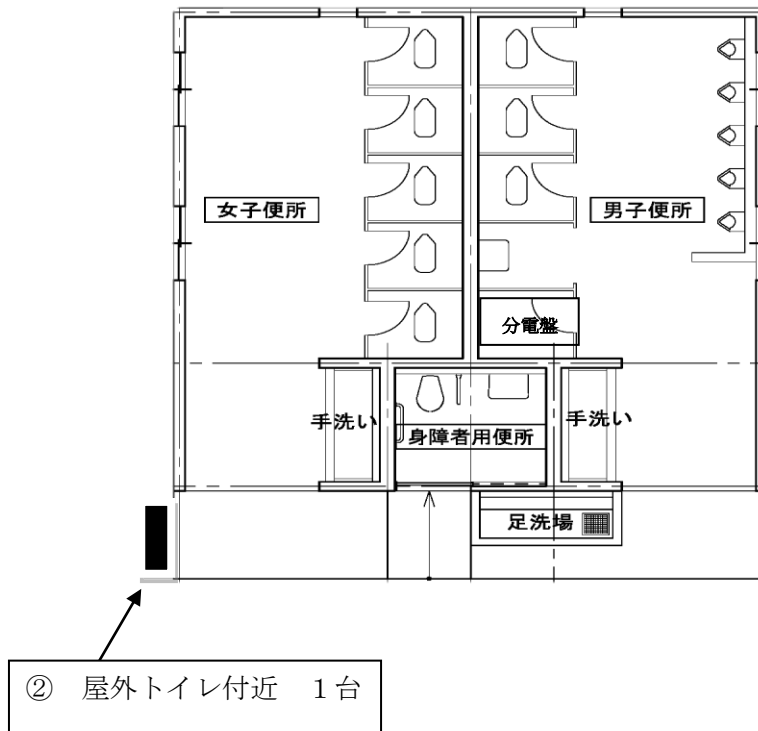
期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日（1年間）

売上金額：約660万円

※上記は、今後の売上げを保証するものではない。

休館日について 月曜日（祝日の場合は開所）、年末年始及び6月・12月の第1火曜日

※その他、臨時休所する場合があります。



設置場所	② 屋外トイレ付近 ※トイレ内分電盤より引込工事必要	
種類・台数	缶飲料・500ml ペットボトル自動販売機	1 台

<参考> 販売実績

期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日（1年間）

売上金額：約36万円

※上記は、今後の売上げを保証するものではない。

休所日について

○火曜日（ただし、GW 及び夏休み期間中は開所。また、火曜日が祝日の場合はその後において最も近い土曜日・日曜日・祝日でない日）

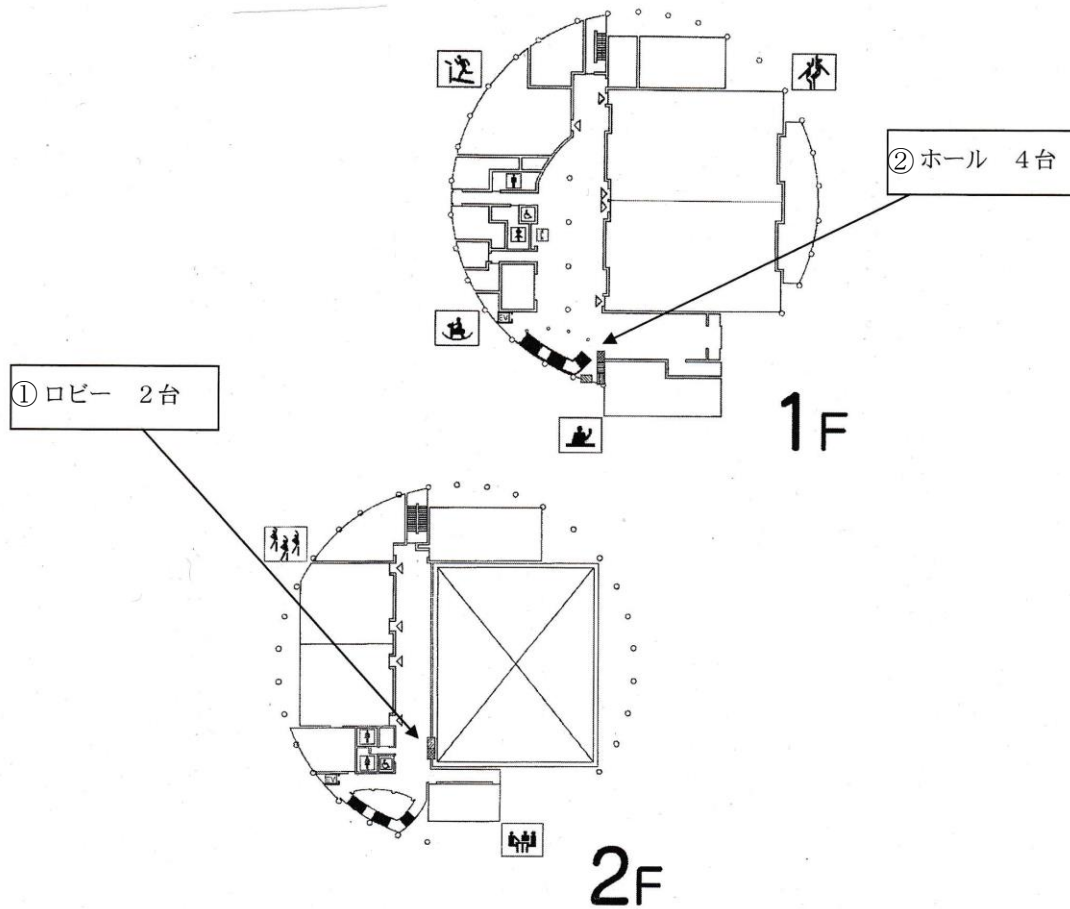
○6月の第1水曜日

○12月～2月の平日（ただし、12月29日～1月3日は土曜日・日曜日・祝日も休所）

※休所日についても臨時で開所する場合がある。

渚市民体育館 自動販売機設置仕様

設置場所 渚市民体育館
 所在地 枚方市渚西3丁目26番10号
 台数 6台
 1階ホールに4台
 2階ロビーに2台
 ※給水栓は1・2階共あり



設置場所	③ 渚市民体育館内 1階ホール (給水栓あり)	
種類・台数	缶飲料・500ml ペットボトル自動販売機	2 台
	紙カップ飲料自動販売機	1 台
	パン・菓子類等自動販売機	1 台

設置場所	④ 渚市民体育館内2階ロビー (給水栓あり)	
種類・台数	缶飲料・500ml ペットボトル自動販売機	2 台

<参 考> 販売実績

期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日（1年間）

売上金額：約200万円

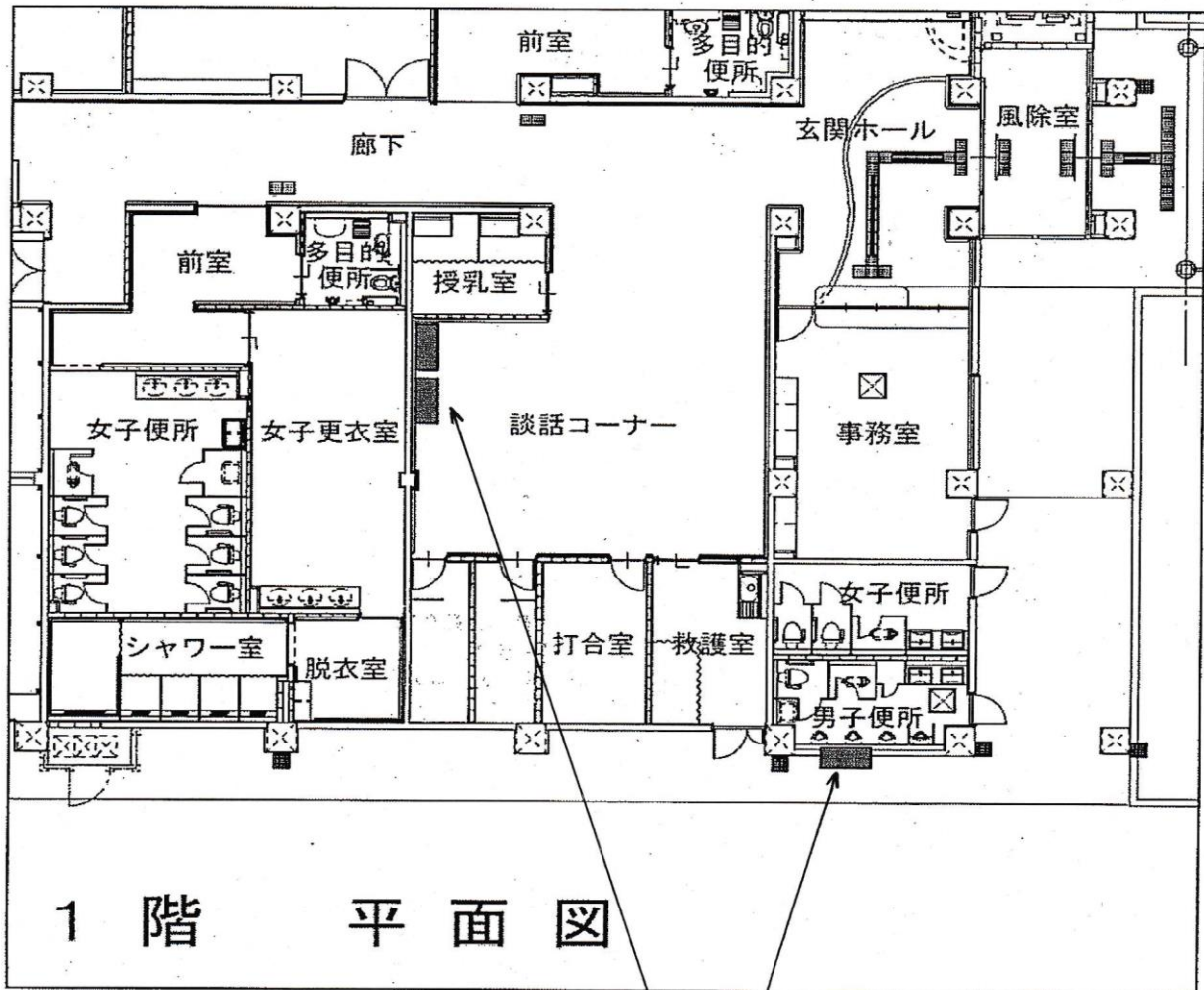
※上記は、今後の売上げを保証するものではない。

休館日について 金曜日(祝日の場合は開所)、年末年始及び6月と12月の第1木曜日

※その他、臨時で休館する場合があります。

伊加賀スポーツセンター自動販売機設置仕様

設置場所 枚方市立伊加賀スポーツセンター
 所在地 枚方市伊加賀西町 53 番 2 号
 台数 4 台
 談話コーナー(1階)に 2 台
 屋外(外部トイレ横)に 2 台



設置場所および台数

- * 談話コーナー(1階)・・・2台
- * 屋外(外部トイレ横)・・・2台

設置場所	談話コーナー 1階	
種類・台数	缶飲料・500ml ペットボトル自動販売機	1 台
	パン・菓子類等または、飲料自動販売機	1 台

設置場所	屋外(外部トイレ横)	
種類・台数	缶飲料・500ml ペットボトル自動販売機	2 台

<参 考> 販売実績

期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日（1年間）

売上金額：約300万円

※上記は、今後の売上げを保証するものではない。

休館日について 第4木曜日(祝日の場合は開所)、年末年始12月29日～1月3日

申込みの手続き及び事業者決定までの日程等について

1. 申込書類配付期間・配付場所

配付期間：令和6年1月5日(金曜日)～令和6年1月26日(金曜日)

午前9時～午後5時30分。なお、土曜日・日曜日・祝日は行わない。

配付場所：枚方市役所 別館3階 スポーツ振興課（枚方市大垣内町2-1-20）

※申込書類は枚方市ホームページからダウンロード可能。

2. 申込みに必要な書類

① 応募申込書（様式1）

② 誓約書（様式2）

③ 履歴事項証明書（商業・法人登記簿謄本）（原本）・・・発行後3ヶ月以内のものに限る。

④ 印鑑証明書（原本）・・・発行後3ヶ月以内のものに限る。

⑤ 税証明書（原本）・・・発行後3ヶ月以内のものに限る。

【国税】・・・未納税額がないことを証明する「納税証明書（その3）」を提出すること。

【市税】・・・会社の所在する市長村の市税に係る完納証明書を提出すること。

⑥ 事業概要

（ア）会社概要

（イ）直近の貸借対照表、損益計算書

（ウ）設置予定の自販機及び販売品の説明書、パンフレット

（エ）ユニバーサルデザイン・災害時無償提供機能について、明確に確認できる書類等。

⑦ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合の許認可等の免許証の写し

（決定業者のみ）

3. 質疑について

質疑がある場合、令和6年1月12日（金曜日）午後5時30分まで、メールにて受け付ける。なお、質疑内容・回答については令和6年1月18日（木曜日）午後1時から枚方市ホームページで公表する。

4. 現地確認について

設置場所については、各施設の公共スペースに販売機が設置されていることから、自由に現地確認をしてください、そのうえで不明なことがあれば質疑を行ってください。

5. 申込受付

(1) 受付期間

令和6年1月18日（木曜日）～令和6年1月26日（金曜日）

午前9時～正午および午後0時45分～午後5時30分

(2) 受付場所

枚方市スポーツ振興課（枚方市大垣内町2-1-20）

(3) 受付方法

申込みに必要な書類を直接持参し、提出すること。郵送、電話、ファクス、メール等による受付は行わない。

(4) その他

- ① 提出期限経過後の受付及び提出後の変更・追加は認めない。
- ② 応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は失格とする。また、不備があった場合も同様の取り扱いとする場合がある。
- ③ 応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ④ 応募に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

6. 設置事業者の決定について

本市が設定する最低使用料以上で申込みのあったもののうち、年間の使用料の申請額が最も多い事業者とする。

7. 設置事業者の決定通知について

設置予定事業者に決定した事業者にのみ、令和6年2月9日（金曜日）に郵便で決定通知書を発送する。

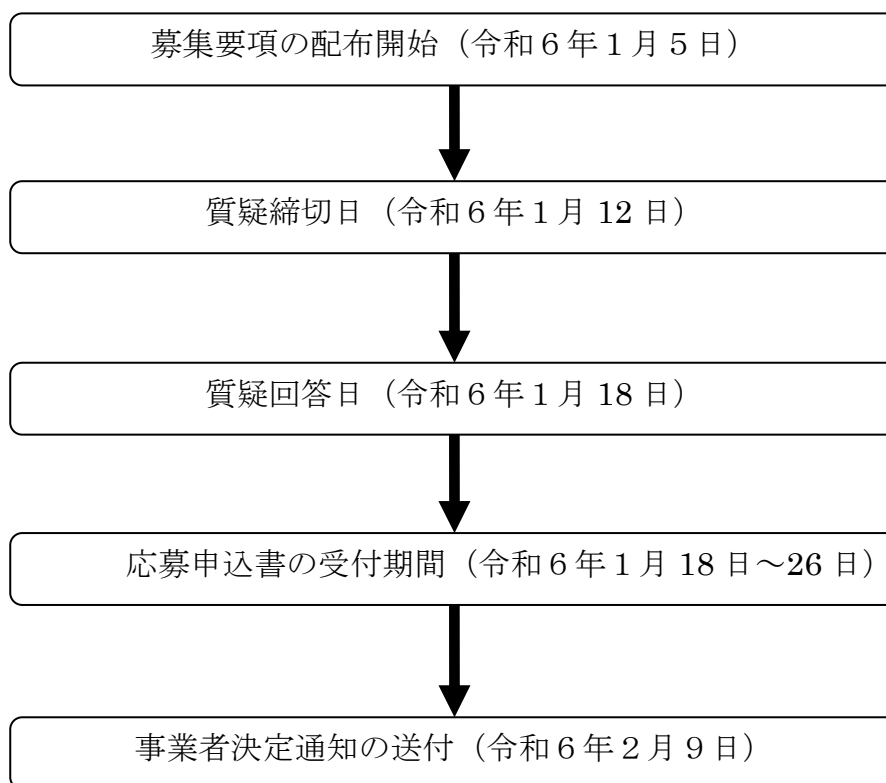
8. 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、令和6年2月28日（水曜日）までに行う。

9. 設置予定事業者の決定の取消し

- ① 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消す。
 - (ア) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きを行わなかった場合。
 - (イ) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
 - (ウ) その他、設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。
- ② 前項の規定により、設置予定事業者としての決定が取り消された場合において、次順位の者に設置予定事業者としての決定を行う場合がある。

【公募の流れ】



募集に関する問合せ先

枚方市 観光にぎわい部 スポーツ振興課

住 所：枚方市大垣内町2-1-20

電 話：(072) - 841-1412

FAX：(072) - 841-1278

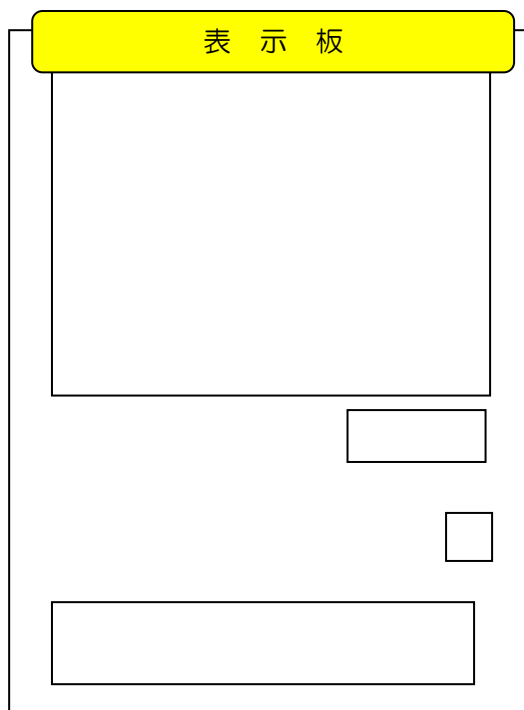
MAIL：sktaiku@city.hirakata.osaka.jp

ホームページ：http://www.city.hirakata.osaka.jp/

自販機本体への「枚方市こども夢基金」表示板装飾イメージ

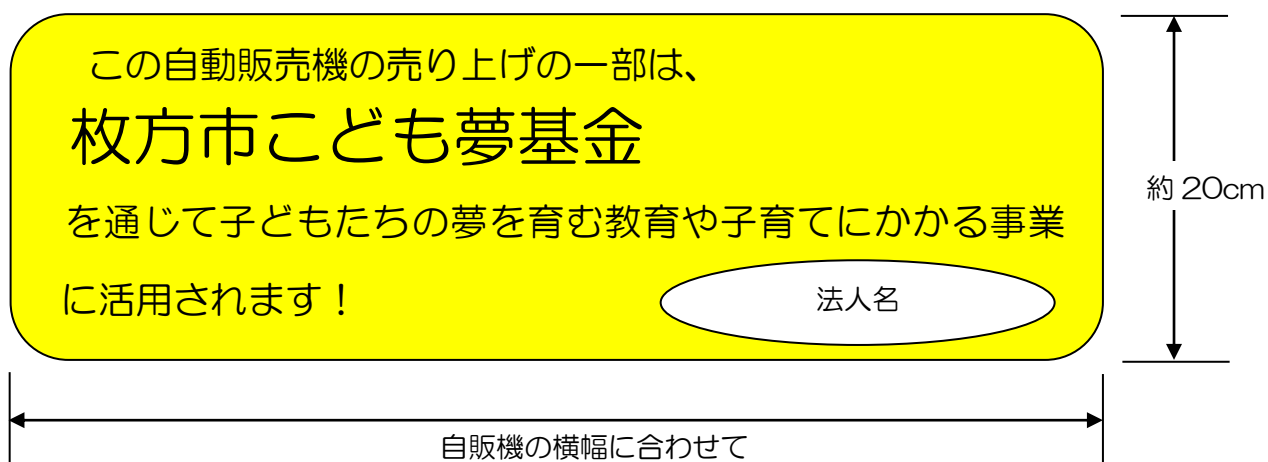
1. PRイメージ

【正面】



※上図の大きさは目安です。自動販売機の形状にあったサイズとしてください。

2. 表示板の作成例



3. 設置時の注意

表示板等については、耐水・耐光仕様の素材を活用又は、加工を施してください。また、風雨・地震等によって、滑落・破損等がないようしっかりと固定してください。